

第七十六回国会
衆議院

建設

委員会
議 録 第 五 号

昭和五十年十二月十日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 天野 光晴君

理事 内海 英男君

理事 唐沢俊二郎君

理事 村田敬次郎君

理事 福岡 義登君

理事 小沢 一郎君

三枝 三郎君

野中 英二君

松野 幸泰君

佐野 憲治君

中村 茂君

新井 彬之君

渡辺 武三君

出席國務大臣

建設 大臣 飯谷 忠男君

出席政府委員

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省住宅局長 山岡 一男君

建設省住宅局参事官 救仁郷 齊君

委員外の出席者

建設委員会調査室長 曾田 忠君

本日の会議に付した案件

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会閣法第七五号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案

第一類第十二号

建設委員会議録第五号 昭和五十年十二月十日

を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北側義一君。

○北側委員 先日、防災、日影規制関係につきまして参考人の意見をお聞きしたわけですが、そこで、現在私自身が疑問としておる点につきまして数点伺ってまいりたい、かように考えております。

(委員長退席、梶山委員長代理着席)

まず、この日照問題では、全国で約二百数カ所の自治体が要綱や条例を定めておるわけですが、今回の日影規制基準の策定につきまして、その基準で、たとえばこの二百数カ所の地方自治体の要綱、条例で定められておるところの自治体が、この基準で果たして納得するかどうか、そこを非常に心配しておるわけです。まず、それを伺ってまいりたいと思います。

○山岡政府委員 現在までに相当の調査をいたしました。全部完全に終わったわけではございませんけれども、基準、それから要綱等を相当詳細に調べまして、現行の基準とはほぼ匹敵しておる。それから現行の基準の中に、条例による上げ下げという規定がございますが、それらも加味いたしますと、ほとんどが含まれるということでございます。

○北側委員 いまのお話で大体はこれでカバーできるんじゃないかというようにお話を聞いておりますが、先日の、やはりこれも参考人の一人の方の意見では、非常に現在複雑な形態を示しておる都市において、境界線の明示や作図上の問題で誤差が出たりして、自治体においては作業が非常にむずかしい、こういう意見が出たわけです。

そこで、法律で定められる以上は、やはり違法建築も摘発しなければならないわけですが、そういう点で、地方自治体としてこの法律が定められた場合に、行政上、技術上非常にむずかしい点が出

てくるというような意見も出されたわけですが、この点については建設省はどう考えておられるのか、それを伺いたいと思います。

○山岡政府委員 日影規制は、従来の一般的な規制方法と異なりますために、その審査には確かに時間を要することは事実だと思います。複雑な形態の建築物を、しかも制限ぎりぎりに建てるというような特殊な場合については、慎重な審査を要すると思います。しかし、一般の建物につきましては、参考人もお認めになつておったと思いますが、習熟いたしますと十分に対処できるとわれわれは考えております。

なお、一般の建築士の方々に對しましては、法律制立後手引書の作成、講習会等も大いにやると考えております。

敷地境界線の問題は、きわめて基本的な問題でございますけれども、従来の建築基準法上の建蔽率、容積率あるいは北側制限、北側斜線制限等、現行法上の多くの規定もいづれ敷地境界線を基準にしておるといふものもございまして、ごく特殊な場合を除き実務上十分対処し得るといふふうに考えております。

○北側委員 そこで、先般東京都の日影調査報告によりまして、その調査した場所によって非常に日照に大差がある、このように報道されておるわけですが、たとえば日の当たる時間が最高五時間のところ、また最低三十分以下のところ、このようにあるらしいですね。同じ東京都内においてもこれだけの差が出てくるわけですか。

そこで、このような日影規制基準一律のものを決めた場合に、果たしてそういう基準の決め方自身が正しいのであるかというふうな、そういう疑問も実は私わいてくるわけですが、これについてはどのようにお考えになつておられるか。

○山岡政府委員 確かに多面的な効果を持ちます日照を明るさ、暖かさ、それから健康上の効果等の各効果ごとに算定をいたしましたというところは、なかなかむずかしいと思つております。ただ、現在享受しておる日照の量、先生がおっしゃいますように東京都内でもいろいろ差がございます。それから都市機能の状況、立体化の程度等を考慮いたしまして、現状と将来のあるべき姿を念頭に置きまして、おおむね社会的合意の得られる線というのを模索いたしまして今回の基準を決めていただいたというふうな考えております。現状ではおおむね三分の二くらいの住居系のところの皆さんが享受しておる日照というものを念頭に置いて案を作成されたと聞いております。

○北側委員 これに関連してくるわけですが、たとえばこれは大都会、大阪あたりでも同じことが言えるわけですが、いわゆる戦前からある農道に向かい合った家がずっと建つておる、こういう場合、たとえば木造なんかやはり耐用年数からいくともう建てかえなければならぬわけですね。その場合に、家が建たないというふうな事態が起きてくるわけですね。そういう場合に、やはりその付近一帯を再開発事業でやるとか、いわゆる転かし方式というのですか、そういうやり方でやらなければできないような実態というものが、そういう既存の住宅街ではできてくるのではないか、こういう考えを私持つておるのですが、その点はどうお考えですか。

○山岡政府委員 おっしゃいますとおり、人家が櫛比をしておる低層木造住宅の集合地等におきましては、若干過酷な規制になると思います。そういう場合、先生おっしゃいますような方法を大いに奨励してまいりたいというふうな考えております。

○北側委員 そこの問題を、やはりよく調査し

ていただきたいと思うのです。そうしてやはり再開、いわゆる転がし方式等による再開をやるか、ここを考えたければ、これは非常に問題が残るんじゃないか、そういう心配を私はしておるわけです。

次に、聞くところによりますと、今回の法改正の日影規制基準について、大阪府において用途地域別中高層建築物の日影規制基準による適合数を昭和四十七年から四十九年までの三カ年間の対象として、建築物のいわゆる確認申請、これで調査した報告書がある、このように聞いておるわけです。その実態はどうなっておるか、それをまずお伺いしたいと思います。

○山岡政府委員 先生のお話のとおり、過去三カ年におきます各建築確認申請書を分析いたしました、大阪府で改正法案による日影規制基準に合うものはどれぐらい、合わないものはどれぐらいというふうな調査を行っております。その数を申し上げてみますと、たとえば第二種住居専用地域におきましては、過去三カ年間に三十五件今回のようなものの対象があるわけでございますが、適合するものはそのうちの五四％、十九件、不適合のものが四六％、十六件ということになっております。ただ、政令により緩和をしたということを想定いたしますと、三十五件のうちの六〇％が適合になりますと、二十一件、それから不適合がそれでも十四件残るといふことに相なります。逆に政令によって強化をいたしますと、適合件数が十一件に減りました全体の三二％、不適合が二十四件で六九％ということになります。

それから住居地域について見ますと、やはり三十五件ございしたけれども、それを法案の線でまいりますと五七％が適合、二十件でございます。それから十五件が不適合、四三％でございます。それを政令案による緩和を入れますと七四％の二十六件が適合になり、不適合が二七％の九件ということになります。政令案によりまして強化をいたしました場合を想定いたしますと、三十五件中四三％の十五件が適合になりますと、二十件、五

七％が不適合になります。

その他、準工業地域、近隣商業地域についても、実際の調査をいたしておりますが、おおむねこれと似た傾向になっております。

○北側委員 この実態調査を見ますと、いまの確認申請で出されたものについては不適合がかなり出ているということが今度の基準というものの一つ一つの目安になるのではないかと、このように私はこれを見ておるわけです。

そこで、先ほど私がお話し申し上げましたが、各地方自治体で二百数十カ所が要綱、条例をつくつておる。たとえば、いままでは日照紛争で紛争解決のための裁判が行われておるわけです。そこで、裁判による判例、これはいろいろ出ておるわけですが、今回の日影規制基準は社会的合意の得られる水準であるというふうな答えがたびたび返ってきておるわけです。そこでこの判例を見てみた場合、この基準はいわゆる判例よりも低い基準なのか、それとも判例も参考にいられてこればかりはつづかれた基準なのか、そこらはどうなんでしょうか。

○山岡政府委員 現在までの日照関係の判例につきましては、必ずしも日照の問題だけではなくて、同時にその他の相隣権関係も含めた判例が多々ございします。そういう点についても十分判例の検討もいたしております。最近特に六本木問題、この間出ておりました問題がございしましたが、あの判例の中にも一部今回の改正の考え方等についてちょっと引用されているようでございます。

○北側委員 では、自治省からこの間十月十五日に通知が出されておるわけです。その通知によりまして、「日照障害を受ける住宅地区の宅地については、日照障害の原因となる中高層の建築物の高さ及び当該建築物による日影時間等を考慮して定められた二割を限度とする補正率を適用して、その価額を求めるものとする。」これは固定資産税の評価について、いわゆる中高層の建物がある場合、その日影地については固定資産税を二割まで減額してもよろしいというふうな意味のことが載つておるわけです。そうしますと、この日照問題について

は、自治省がそういう通達を出すということは、政府の考え方として、日照被害による土地の価格低下という問題、いわゆる財産上の被害というものを認めておる、認知しておる、このように私は思ふわけです。

そこで今回の建築基準法の改正による日影規制基準との関係において、住民の同意、これは制度がなくなつておるわけです。ないわけです。この住民が日照障害を受ける財産上の価格低下というものとこの日影規制基準との関連をどのように考えておられるのか。

○山岡政府委員 先生のお話のとおり自治省がことしの十月十五日付で各都道府県あてに通達を出しております。その中には、建築物による日照障害、新幹線、高速道路等による騒音、振動もしくはその他の要因による生活環境の悪化に伴つて、これらの影響を受ける宅地の価格が影響を受けたり宅地に比べて低下している事例が見受けられるというところを前提にいたしまして、中高層建築物による日影のところにつきましては、住宅地区の宅地につきまして二割を限度として補正率を適用しても結構だという通達を出しております。確かにそういうふうな路線価方式で現在評価をいたしておりますけれども、その際の一部の要素として日照を取り入れられるようになったということは事実でございます。今回のこの日影の規制等の改正をいたしますと、いま直ちにその効果があらわれるというところではございせんが、今後良好な都市形成のための、一般が認めていたただけるような日影の規制基準というものを満たした家が逐次できいくというところになりますと、長期的にはそういう問題も解決されていくだろうと思つておるわけでございます。

○北側委員 いろいろありますが、日照問題はこれでやめておきましょう。

次に防災関係でちょっとお伺いしておきたいのですが、今回の法改正で防災設備について適及適用を受けるわけですが、その適及適用を受ける避難施設、防火区画、非常口の進入口、非常

用の照明装置等の適及項目のうち、いわゆる代替方法ですね。代替措置によってその効果が得られるというふうなものについてどのようなお考えに立つておられるか、それをまずお聞きしたいと思います。

○山岡政府委員 それぞれの項目につきまして代替の方法が考えられると思います。一つの特別避難階段等につきましては、避難橋の設置、それから折り畳み式等の屋外階段の設置、これはきのうもちよつと話が出ておりましたけれども、そういうふうなものが非常に有効であらうと思つております。それから階段、エスカレーター等の防火区画、いわゆる堅穴区画でございますが、この場合も既存の防火シャッターを活用して、そのシャッターのガイドレール、まぐさ部分に耐火性のゴムパッキンを添付して改良を行うというふうなことで、それから既存の防火シャッターの近傍に網入りガラス等のガラススクリーンを付加して、それで所要の効果を上げること、それから非常用の照明装置につきましては、大体現在の電気配線の耐火措置が欠けているのがございしますが、新しく二系統以上の配線幹線を持つておるようなものにつきましては、その出でるところの耐火保護を十分にやつていたなければ非常用電源になるのじゃないか、非常用の照明装置になるのじゃないか。それから非常用の進入口につきましては、通常窓があれば窓を壊して入れますので、その裏側の方のいろいろな陳列物等につきましていつても入れる状況にしてあれば、それは非常用の進入口の代替と認めることができるんじゃないかというふうな点について検討いたしております。さらに地下街等につきましては遮煙性能を持たせるための既存の防火シャッターの改良等もございしますけれども、既設の防火シャッターの近傍にガラススクリーンを付加する、それから店舗と地下道の境界及び地下道に防煙たれ壁を設置するということについても、十分有効な代替施設になるろうかというところで検討いたしております。

〔堀山委員長代理退席、委員長着席〕

○北側委員 これは私ちょっとわからないのですが、そこでお聞きするわけですが、この資料、局長、これはあなたの方でもらった資料だと思うのです。これは建築基準法の「第九十七条の三の次に次の一条を加える。」とあるのですね。「資金のあつせん等」第九十七条の四 国及び地方公共団体は、建築主が行う建築物の保安上又は衛生上の措置に關し、必要な資金のあつせんその他の援助に努めなければならない。これではこう書いてあるわけですよ。この本文の方を見ますと九十七條の四がないのですけれども、これはどうなっておりますのか。

○山岡政府委員 先生お手元のものはまだ本法案になる前の段階のもののようにございます。附則の六項の中に昔はそういう言葉が入っていましたが、現在は附則の六項で書きかえております。「国及び地方公共団体は、新法第八十六条の二第二項の規定により新法第三條第二項の規定の適用を受けないこととなる建築物について建築主が附則第一項ただし書に規定する期間内に新法第八十六条の二第一項の規定により当該建築物に適用される法令の規定に適合させるために行う建築物に關する工事について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」ということが入っております。

○北側委員 わかりました。実は資金のあつせんの分だけ抜いたのかと思って一生懸命探しておったのです。そこで、この間もちょっと私、参考人の方が来られたとき質問したわけですが、これはなるほど防災関係に關連しますので、この法律案とは関係ありませんが、最近建築学会ではいわゆるビル安全性というものについて非常な論議がなされておるわけですよ。たとえば東海銀行事務センターの欠陥生コン問題、また超一流ホテルといわれた九重レクサイドの地震による崩壊ですね、さらに八月に起きた杉並区の西荻台マンションの手抜き工事による火災の問題、また先月八王子市で高層マンションのガス爆発、これは私たち素人が

納得いかぬような、あちらこちらに飛び火したようないわゆる火災ですね。このようにビルの安全性についていろいろ問題が提起されておるわけですよ。

建築基準法の目的では、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に關する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」このようにあるわけですよ。そういう目的の上から、ただいま述べました各事例についてどのような考えを持っておられるのか、それをまずお伺いしたいと思います。

○山岡政府委員 先生御指摘の中のまず小野田レミコンでございますが、これについても実情を調査いたしました。これは特にコンクリートの強度試験体のすりかえという異常な事件でございます。しかしながらコンクリートの重要性にかんがみまして、昭和五十八年八月七日付で各事業主といひますか地方建設局長等に於てまして生コンクリートの品質管理に一層の注意を払うような通達をいたしております。それから八月十五日付で建築指導課長名でございますが、各特定行政庁及び建築関係諸団体あてにコンクリート工事の適正化について特段の配慮を講ずるよう指導いたしております。

それからなお、その一番の問題は、そのころわしました東海銀行が今後基準法上安全かどうかというところでございますので、これについては東京都を通じて十分な安全性を確保するように指導いたしました。

それからさらに、同じ時期にそういうような小野田レミコンを使った建物についての調査も行いまして、いずれもコアをとりまじたりその他の点で、十分安全に耐え得るといふ点の確認をいたしております。

それから大分のレクサイドホテルでございますが、これは昭和三十九年に工事に着手されたものでございまして、当時の基準に従い適法に設計施工されたものでございます。その後昭和四十五

年に建築基準法の施行令の改正がございまして耐震性を強化いたしておりますけれども、この改正以前に建設されたものにつきまして耐震性の点で現行の基準を下回っているものもあるというのは事実でございます。したがって、現在既存建築物耐震改修促進事業というのをやりたいということ、予算の要求をいたし、実行したいと考えております。

それから西荻台のマンションの手抜き工事に対しましては、建設業法第二十八條第一項の規定に基づき指示処分がなされております。さらに工事監理者についても建築士法に基づく行政処分が必要ではないかということで現在検討いたしております。

八王子のマンション爆発事故、最近起こったのでございますが、これにつきましても建設省に設置しております建築技術審査委員会の中に共同住宅ガス爆発事故対策小委員会というのを設けまして、現地の視察も行いまして、直ちにそれに対する対策の検討に入ったというのが現状でございます。

以上でございます。

○北側委員 たとえば東海銀行の件なんかは検体のすりかえ、こういうことですが、これからの実際の姿として、そういう完成したところから一部を検体としてとってきて調査する、そういうやり方はできないのですか。

○救仁郷政府委員 でき上がった建物のコンクリートコアを抜き取りまして検査するという試験方法はすでにご存じです。今回の場合でも、小野田レミコンがその当時納入した建築物等については、まずシュミットハンマーといって表面上をたたいて調べる機械がございまして、それで怪しいとなれば、そういうコアを抜き取って試験するというようなことをいたしております。

ただ、これを全体の建築物についてそうしたらどうかというようにございまして、そういったコアを抜き取る機械の普及等まだまだ全建築物について適用するという段階ではございませ

んが、将来できるだけそういう方向に普及を図ってまいりたいというように考えております。

○北側委員 また、私ちょっと調べたのですが、ここ十数年の建築物のほとんどが鉄骨ビル、これは非常にふえてきておるわけですよ。資料によりますと、建築用鋼材の使用量、これを見ますと、昭和三十七年現在で約十万吨、十年後の四十七年には五百五十万吨、こうなっておりますね。約五十五倍使われておる、十年後は、それほど鉄骨ビルが、いわゆる建築用の鉄骨が非常に使われておる、このように見るわけですよ。

そこで、建築学会では大地震で鉄骨ビルは九割までが崩壊するのではないかとというような脅威的なことを発表しておるわけですよ。建築業界でこの問題が非常に話題になっておるわけですが、これらに対して建設省としてはどのように対処なさるのか、またどうお考えになっておられるのか。

○救仁郷政府委員 最近鉄骨の建築というものが非常にふえたことは御指摘のとおりでございます。

なお、九割まで危ないというのは、これはちょっとオーバーでございますが、千代田区で調査いたしましたこれは、区の扱いでございますので主として中小の鉄骨の建物でございますが、これを四十三件調べましたところ、やはり設計書どおりきちっと全体がなっていないというものが九割あったという事実がございまして、そのことが九割の建物に全部危ないということにすぐつながるわけではございませんが、そういった設計書どおりになかなか工事が施工できていないということは事実でございます。

そういうことを踏まえまして、この対策でございますが、御承知のように鉄骨は最近溶接工事というものが非常に多くなってございます。この溶接工事は、どちらかといいますと最終的にでき上がった姿というものが、正確になされておるかなんかという外見的に非常に判断しにくいという問題もございまして、これにつきましまして、そういった溶接の技能者の訓練の問題あるいは良心の問題

あるいはそれを監督する技術者の問題、そういった全体をひくくめて改善を図っていかなければならないんじゃないかということで、建設省といましては、建築学会を中心とする各団体が集まりまして、そういった鉄骨の、特に溶接を中心として性能の向上をどう図っていくかというようなことを現在いろいろ打ち合わせ中でございますが、とりあえずそういった現場の溶接の監督をする技術者の教育、訓練というものを早急にやらなければならぬということで、すでに大阪、東京等で企画を進めておりますが、そういったことを通じて向上を図ってまいりたいというように考えております。

○北側委員 いま千代田区の例を言われたのですが、これなんか四十三件中四十二件が溶接不完全だというデータが出ておるのです。率にしたら九八%。一般の参考人の人がおっしゃっておられたのですが、一応東京都の場合はこれは全部実態調査をする、こういうお答えがあったわけですね。

ところがこの問題は、千代田区だけ、東京都だけの問題じゃないかと思うのです。というのは、造船とかまたタンクとか、こういう溶接と建築用の鉄骨の溶接とは、聞くところによると価格が約半値ぐらいだということですね。だからどうしてもそういうおそろかな溶接になるのだ。それとあわせて、技術者がおらない、非常に少ない、こういうことによるのだという意見を聞いておるわけですが、しかし実際の問題といたしまして、何かあった場合に、たとえば大分級地震があったということになりますと、これは非常に大変な問題が持ち上がるのじゃないかという心配を持っておるわけですね。そういう点で建設省としてこれらについて、事実、できたいわゆる建物なり——技術者養成にしまして、すぐ養成できるものではないと思うのです。これらに対してどのような手を打たれるのか、それを聞きたいと思うのです。

○救仁郷政府委員 御指摘のとおり、千代田区の場合には千代田区役所がそういった調査をいたしまして、悪いところは指摘して直さしたという

ケースでございますが、建築行政の分野で、千代田区だけでなく、特定行政庁もそういうことをやっておりますが、これだと残念ながら全鉄骨の建築物の溶接箇所を一一検査するだけの能力はございません。したがって、なまぬるいとおっしゃるかもしれませんが、そういったことももちろん強化する必要はございますが、そういった監督技術者の強化、それから訓練、それから御指摘のいわゆる溶接工でございますが、これが建築、特に中小の町の鉄工場あたりには非常に数が少のうございます。したがって正規な溶接工をできるだけそういうところに配置できるように、そういった措置を講じてまいりたいというように考えております。

○北側委員 これで終わります。

○天野委員長 井上普方君。

○井上普委員 先日来私どもは御承知のように各地の視察を行ってまいりました。特に防災問題につきましまして実験の見学等々を行ってまいりましたのですが、直接この法律が働いた場合に非常に影響のある業者の方々、たとえば百貨店協会の方々ともお目にかかって陳情を承りました。その際に、特に言われるのでございますが、こういうような法改正によつて、また適及適用を受けるがためにかなりの費用をかけるなければならないという方々と、建設省、事務当局との間に非常に連絡ができていないように思われるのであります。こころあたり、建設省とすれば、人命尊重の立場あるいはまた災害防止という立場からこれは純粋に考えるのだ、こういう考え方も一応はうなずけます。しかしながら、多額の費用をかける場合には、これらの業者の方々を納得せしめる努力が不足ではなかったかと私は感じられるのであります。建設省はそれらの方々に対してどういうような処置をいままでもとってきたかあるいは今後ともどうとするのか、この点ひとつお伺いしたいと思うのです。これは基本的なことではよろしゅうございますから、大臣の御答弁をお願いしたい。

○仮谷国務大臣 衆説は、この法律が仮に通過を

するとして、実績を上げていくため非常に重要な問題だと思ふのです。既設のものに遡及して適用するわけでありまして、そのために莫大な費用がかかるということになれば、これはその問題をまず十分に検討した上でない、ただ法律ができたからそれでいいというものではない。これは私も十分承知をいたしております。

大體建築基準法は生命、財産を守るというのが目的でありますけれども、むしろその中の財産はひとまずおいて、とにかく生命を守ることに全力を挙げようということ、そういう面からまず出発すべきではないかというふうにも私も考えておるわけでありまして、それにしても適及適用ということになると大変な費用をかけることでありますから、やはりそれぞれの業界や関係者の理解を得て御協力を得ることがこれは前提条件にならなければなりません。その意味においては、それぞれの機関やあるいは業界を通して事務的にいろいろ相談をし、あるいは事務的な説明もするし、やってきたようでありまして、まず不徹底なぐらいもあつたかと思ふのでありますから、そういったものは十分に今後連絡をとり、理解をしてもらい、協力をしてもらつて体制を整えるべきであるということは、基本的におっしゃるとおりであります。

○井上普委員 その点が非常に私はこのたびの法改正におきまして抜かしておつたのではなからうかという気がいたすのであります。これ以上私は申しません。

そこで、局長にお伺いしますが、事務的なことですが、一体この法改正によつて直接費用というものはどれくらいかかるのですか。この点をお伺いしたいと思ふのです。百貨店、地下道、スーパーマーケットあるいは特殊建築物である自治体を持つておる病院あるいは公会堂、こういうようなものすべて含めるとどれくらいになるのか、試算があればお知らせ願ひたいと思ふのです。

○救仁郷政府委員 用途別の私どもの現在のところの試算では、百貨店が約六百億、スーパーが四

百億、大規模物販が二百二十億、地下街が五百三十億、旅館八十億、ホテル四百十億、病院二百億、複合用途雑居ビルが二百億、合計二千六百四十億というふうな試算をいたしております。自治体関係で、恐らくこの病院が自治体の中では一番大きいんじゃないかと思いますが、自治体関係の分について幾らというふうな試算はまだいたしてありません。

○井上普委員 これは間違つておりはしませんか、その数字は。昨日ある自治体の人に会ひまして、あなたのところでこの法改正でどのくらいになりますかと申しますと、三十億かかるということとを言われておる。これははっきり言いますと横浜市です。三十億かかる。そうか、しかし人命尊重という立場から私どもはこれは守らざるを得ません、やらざるを得ませんが、一体財源は国の方はどういうふうなやつてくださるのでしょうか、こういう話があつたのであります。私もはいはまたこの中におきまして、百貨店あるいは地下道商店街というふうな方々の御意見を聞きましていただいても、自治体の方は忘れられておるように思われてなりません。横浜市で、人口百万の都市ですが、ここで病院関係等々合わせますと三十億かかるという試算と、百万ですから大体これの百倍と見ますと、これは大体概算にして、あそこで三十億だからこれだけで三千億かかるなという気がいたすのであります。いまあなたがおっしゃつた病院関係の、あるいはまた市関係の公会堂とか不特定多数の方々が入られる特殊建築物について、少し試算が少な過ぎるのじゃないかという気がするのですか、どうでございますか。

そしてそれに対する財政措置をどうされるのか、こころあたりははつきりしていかなければならぬ。特にいまの試算で全体で二千四百億ないし六百億と言われますけれども、もっともつと要るのではなからうか。それはど使わなければ、せっかくつくつた法律というものが守られない結果を招きはしないかという感じがするのでございまして、これに対する財政措置、どういうふうなされ

るおつもりであるか。それは法律にはいかにも、先ほど北側君が質問されましたように、国及び地方自治体は補助に努めなければならないというような精神規定は書いてはおりますけれども、一体どうされるおつもりなのか。こちらあたり明確にしてもらいたいと思うのです。

○救仁郷政府委員 横浜市の三十億という試算がどういう試算であるか私も存じませんが、恐らく想像しますところ、現在の政令の内容そのものについて横浜市等での確に判断されておられるので、私も現在たびたび御説明申し上げておりますような適及の規定を適用しました場合には、横浜市で市の建物について三十億かかるということは私もあり得ないのじゃないかというふうに考えております。

なお、自治体として病院、公会堂等がございしますが、そういったものに対する費用は当然ある程度かかりますので、そういったものに関する適及適用に関しては、地方債について十分手当てしてまいりたいというふうに考えております。

○井上(普)委員 病院関係等と御相談になっておるかという点ですが、私はどうもそこらあたりもですが、あるいは各自自治体も、こういうような場合にどれくらい要るかという自治体に対する——自治体にも団体があるのですから、そこらあたりとの協議も十分になされておらなかったのではなかろうかと思うのです。

横浜市、これはこの建築基準法につきましては非常に熱心に勉強されておったことは皆さんも御承知のとおりです。時に他の自治体と比べましてよく勉強されておった横浜市において三十億要るんだ、こう申されておる。あなたはそうは要らぬだろうとおっしゃいますけれども、一番よく勉強されておる横浜市の見解とあなたの方との間にもここにずれがある。こういうことになる、いかにも準備行為の不足だなと思わざるを得ない。しかもそれが適及適用の対象になる、こういうことになりまして、いささか建設省事務局の準備不足を私は指摘せざるを得ないのであります。

いまの参事官のお話によりまして、自治体に対する財政上の措置は考えるとはおっしゃいますけれども、一体どうするのか。いままでの建設省の予算措置というものは承つてはおりますけれども、自治体の病院等々に関する措置につきましては私は全然伺つておらない。資料もいただいております。どうされるのか、これを明確にさせていただきたいと思ひます。

○山岡政府委員 自治体の物につきましては公営企業金融公庫の融資がございます。その他、やはり今度法律の附則六項にも入っておりますいろいろな他の記載につきましても大いに努力をしてつけるようにしてまいりたいと思つております。現在もスプリンクラー等の設置をそういうところでやっておりますが、それは公営企業金融公庫からの融資が大部分だと思つております。

○井上(普)委員 これは業者の方なども同じですが、けれども、融資をするといつてもこれはやはり借金なんです、起債を許すとしても。でありますので、ここらあたりはやはり自治体も十分に連絡をとる、特に病院関係あるいは公会堂を持つておるところ等々と連絡をとるという措置をしてはしなかったと私は思ふのであります。こちらの連絡がはなはだ不十分であつた。これも指摘せざるを得ないと思ひます。

それから、昨日も現地視察をいたしました。そうしてデパート側等々の説明によりまして、建築基準法の政令改正が再々行われたんだ、したがって一例を挙げると、シャッターに関する基準なんか十回以上も改定されておる、これの対応に非常に苦慮しておるのだ、このたびの政令改正でまたまた変えさせられるのではなかろうか、こういうような負担に実は耐えかねてゐるのが現実であるかどうか、私はどうもまゆにつばししながら聞いたものではありますけれども、実際そういう

ような指導方法がそのように再三にわたつて変わったのかどうか。これは行政当局といたしましては、えりを正してやはり民の声というものは聞かなければならぬと思うのであります。この建築基準法ではこの基準につきましてもどのように変わつていったのか、ひとつ伺ひたいのであります。これが第一点。

第二点としましては、百貨店の側の言い分によりますと、スプリンクラーで完全に防炎ができるのだ、こう申します。しかし、先般の参考人の意見等々からいまして、私はこれは不十分であるという判断をいたしております。特に堅穴の区画の重要性が参考人の意見からも強調されました、この法律の趣旨も堅穴区画の重要性をここに大きく政令で取り上げるのだ、このことがこの改正案の大きな問題点であるかと思ふのであります。しかし、この堅穴区画をなぜ重視するかと言へば、これは煙に対する対策であるかと私は思ひます。

煙の恐ろしさというのは、私も実験を見ましてつくづくと感じさせられたものであります。しかしながら、この防火シャッターをなぜ遮煙性のあるものにかえなければならぬのか、この点につきましても私ちよつと疑問を持つものであります。すなわち、いままで遮煙シャッターとしてシャッターの中にゴムを使つておるシャッターを実は建設省は推奨し、業者に使うように指導してきた。しかし、このたびの法改正によると、ゴムというのは火に弱いものだから、これをメタルにしたものに直さなければならぬ、こうおっしゃる。私は当然だろふと思ひます。しかし、ゴムが火に弱いというところは初めからわかつておる。これをなぜいままで指導してきたか、そこらあたり私は大いに疑問を持つものであります。

同時に、もう一つ私が疑問に思ひます点は、煙というものは、遮煙壁があるならば、これは局長一応壁があるならば、これに沿つて煙というものは動く。ここに多少のすき間はあつても、大体大勢というものはこれに沿つてこう動いておる。し

たがつて、この中にすき間が多少あつておつても、それは出ていくであらう、私は、すき間がない完璧なものであつてほしいけれども、そうでなくてもある程度いいんじゃないか。いまの防火シャッターのごときものであるならばある程度の目的を達することができるとは思ふ。そして、このすき間から向こうに出ていく速度というものはかなり速いけれども、この煙の濃度と隣の煙の濃度との相関性——もちろんこちらの方の濃度が濃いのですから、こちらの方に移っていくのは当然であります、その際四方の壁のうちの一角だけ、四面ある一方だけの場合、同じ面積、同じ容積の隣の部屋に煙が移っていく場合に、恐らく同じ濃度——隣同士の部屋の間では防火シャッターであつた場合、同じ濃度になるには大体十分以上かかるんじゃないかという気がするのであります。この点、どういふような実験データがあるのか、確信があるのか、この点お伺ひたいのであります。

第二点といたしまして、このたび皆さんが考えられておる遮煙シャッターというものは、耐用年数は一体どのくらいあるものなのか。シャッターというものは、百貨店側の言い分によりますと一日一回は上げおろすのだ。きのう松屋で聞きますと、二百四、五十あるシャッターを一日一回上げおろす。そうすると、メタルでつくつておつても、やはりすき間というものができてくる、摩滅が。この耐用年数といふもの、考えられておるのか。その耐用年数といふものは、使えなくなつたと認定するときには、すなわち四、五年すれば、現在使つておるゴムを使つたのと同じような状況になりはせぬか。そのときに、耐用年数が過ぎたと考えられるときに、一体この煙の遮断性といふもの、すなわち隣同士の部屋と部屋とに煙を、こちらを充満させて、こちらの方に及んでいく速度、こちらあたりを一体どれくらい見ておられるのか。私はまことに素人域ではございませうけれども疑問に思ひますので、こちらあたりをどう技術的に考えられておるのか、この点をお

伺いたしたいと思ひます。

それからもう一つ、シャッターの壁を、いま八メートルないし九メートルあるシャッターを、今度法改正によつては五メートルにしるということ建設省は要求せられておるやに承るのであります。なぜそういうふうに七メートル、八メートルのを五メートルに区画するのだということを開きますと、いや、火が来たときには、シャッターというものは七メートルあると非常に曲がつてしまふのだ、こういう話であります。しかし、おかしいと思う。火が来るまで押さえるのが遮煙シャッターの意味合いであつて、なぜ五メートルにしなればならないか、私は疑問に思ふのであります。ここらあたりの説明をひとつお願いしたいと思ひます。

私まことに素人めいたことを申し上げますのも、実は建設省の指導というものが、いままで非常に素人じみた指導をやつてきたということを私は聞くがゆゑであります。一例を挙げるならば、昨日私は初めて聞いたのでありますが、ダストシュートに遮断壁を入れる、これが非常にためになるのだ、こう言ふと、百貨店の側は、それはできません、百貨店の中をやるというと、大理石のあの柱、三越の中にあるあの大きい大理石の柱、あの中にシュートがある、ダストを投げるようになっておる。それならば全部大理石をのけなければこれはできませんと言ふと、そうか、それならばひとつその点はこらえてやろうというような話もあったやに承る。実に素人じみた、素人的発想、すなわちわれわれと余り変わらぬ知識でもつて、この法改正がなされておるやに承るのであります。したがつて、こういうようなわれわれの素朴なといひますか率直な質問に、ひとつ素人がわかるようにお答え願ひたい、この点お伺ひさせていただきます。

○山岡政府委員 建築物防災につきまして、管理体制という人的側面、それから消火、防火、避難に関する物的要件、両方があると思ひます。その中で、建築基準法では、防火、避難に関する建築

物の方面からの安全性を引き受けておるといふこととでございます。

そのためにいろいろな政令を施行しておりますけれども、現在までのところ、きのうは十回以上というお話がございましたけれども、シャッター関係といひますか防火区画に關しまする政令といひましては、昭和二十五年に建築基準法が制定されましたときに、防火区画に用いる防火戸につきましまして、一定の防火性能を有する防火戸の設置が義務づけられております。その後、防火戸に關する基準につきましては、二回の改正が行われております。

一回は昭和四十四年の改正でございます。これは随時閉鎖が可能でかつ熱感知器——當時は、やはり燃えるということのために、煙用がまだ余り実用化されておりましたので、熱に感知をしまして、連動いたしまして、自動的に閉鎖する防火戸にするのだということと、階段等の通路に設けるものにはくぐり戸を設けなさいということが四十四年で決まつております。

それから昭和四十八年の改正がございまして、これは防火戸の使われ方及び設置場所によりまして、一定の常時閉鎖式の防火戸または随時閉鎖が可能で遮煙性能を有し、かつ、この場合は煙感知器が相当進歩いたしておりますので、煙によつて感知をして、連動して自動的に閉鎖する防火戸にすることということを決めております。

政令の問題といたしましては、制定当初が一回、その後改正が二回ということが実情でございます。

以下、スプリンクラー、ゴムシャッター、シャッターの遮煙性、耐用年数等々御質問がございましたが、私どもの参事官の方からお答えいたします。

○救仁郷政府委員 まず、防火、防煙シャッターにつきまして、ゴムを指導してきて、これからゴムでなくて金属をというようなお話でございますが、これは間違ひでございます。いままで何にもなかったで、現在でも合成ゴムでございます

が、これをつけることにいたしております。

その合成ゴムが温度に弱いではないかというような御指摘でございますが、現在一般的に使われております合成ゴムは、耐熱性は二百五十度の中で一時間加熱いたしましても弾性が若干低下する程度というふうなことでございます。それから、最終的には恐らく焦げるということがあろうかと思ひますが、シャッターとシャッターの間にはさまれておりますので、これが焦げることはございまして、最終的に脱落するということは非常に少ないのではないかと私も考えております。

それから、在来シャッターが煙をどの程度通すのか、ある程度在来シャッターでも防げるのではないかという御質問でございますが、この点につきましては、確かにこういう部屋と部屋の間を区切りますシャッターにつきましては、向こうとこちらの温度差といふもの、温度差といひますか、圧力差といふものがある程度少のうございまして、そう大きな煙漏れ——これはもう当然最終的にはおっしゃるとおり漏れますが、大きなものではございません。ただ、階段につきましては、階段そのものが煙突という作用を持っておりますために非常に圧力差が出てまいります。そのために、私どものいろいろな実験によりまして、在来シャッターでございまして、毎分シャッター一平米当たり二立方メートルの煙を通過させるといふような結果になっております。したがつて、二メートル、五メートルの十平米の在来シャッターでございまして、一分間に二十立方メートルの煙を上方に引き抜いていくといふような結果になっております。新しい基準の防煙シャッターによりましてこれが約十分の一に低下する。実際にはもつと低下いたしますが、現在の基準ではそれを十分の一にしてほしいといふような基準でもつてやっております。

それから、そういったゴム等を使った場合の耐用年数でございますが、これは一応摩耗試験とか耐候試験とかいろいろな試験をやっております。

〔委員長退席 内海(英)委員長代理着席〕

ただ、これは実際に使われた場合にどれぐらいの耐用年数があるかということ、まだ使用実例も少のうございましてはつきりしたことは言えませんが、少なくとも現在摩耗試験あるいは耐候試験によつて確かめた結果で、少なくとも十年以上は大丈夫だといふようなことにいたしております。

それからシャッターの幅の問題でございます。これは現在の基準で五メートルというように決められております。この趣旨は、先生から御質問がございましたように、火災にあつたときに、シャッターは鉄でございまして非常に弱くなります。そして曲がつてしまつて役に立たないといふために、五メートル以内といふような基準が設けられております。ただ、これは新しくつくられる場合はそうしてはいいわけでございますが、今回の遡及につきましては、先生から御指摘がございましたように、初期の煙を上げないということが主要な遡及のテーマになっております。したがつて、火が来るまでといふことが趣旨でございますので、私どもも各百貨店協会を中心としますいろいろな業界と技術的な打ち合わせをした段階では、私どもはこの五メートルの基準といふものは、そのシャッターそのものの厚さ、鉄板の厚さ等を個々に検討して、そして六メートル、七メートルの場合に鉄板の厚さがある程度以上あればそのままでいいじゃないかといふようなことで、この点につきましてはいわゆる代替措置といふような考え方で処理してまいりたいと思つております。

それからダクトで、ダストシュートというよりもむしろ配管ダクトのことであらうと思ひますが、確かに百貨店等では、ホテル等もそうでございますが、ダクトが表面に出ます場合に、大理石等をつけて表面を仕上げております。したがつて、新しくビルを建設する場合には、そのダクトに熱が参りますとばたんと閉まるようなものをつけさせておりますが、今度の遡及適用につきましては、ダクトそのものは確かに上にツツツになつておりますが、上の方でも一応のとひらがござい

したがって、そのとびからある程度漏れることは仕方ないとしても、ダクトは非常に遮煙のあれをいけることが困難でございますために、ダクトにつきましては適及適用はしないという方針で考えている次第でございます。

○井上(普)委員 どうも、承りますと納得する部分もあり、私も素人的に納得できない点もあります。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

政令につきまして、改正したのは少ないと言いますが、行政指導ではかなり強くやっておるんではございませんか。たとえて言いますならば、百貨店の防煙シャッターなどは、これは行政指導でかなり堅穴区画をやらしてきておるのが現実じゃございませんか。この点につきましてやっております。私は私に思うのです。これらの行政指導というのは、民間につきましてはかなりきつものがございます。でございますので、かなり、業者に言わすと十回以上の改正があつたんだと言います。法律上は、われわれは政令は二回だ、あるいは基準法の改正というのは三、四回しかなかった。けれども一般受ける側になると、法改正あるいは行政指導というものは同様にともかく受け取って改造が行われてきたと思つております。この点につきまして非常に不信感を持つておるようであります。これはたとえて言いますならば、四十九年の一月に政令の改正があつた。そうすると四十八年の十月ぐらゐの改造のときには、あなた方はこうしなさい、こうしなさいと言つて行政指導をやつてゐる。大体適合に近いものを実はやらしておるという実態を承つておるんです。それはそれでしる、当然そういうような親切心が私はあつてしかるべきだと思ふ。このように行政指導がかなり行われてきたけれども、受ける方は一つなんです。法律改正であらうが政令改正であらうが行政指導であらうが、これは受ける側とすれば、お役所の言うことだという考えを持つのは私は当然じゃないかならうかと思ふものであります。

したがって、やる場合には明確に指導をする、

その改正も長もちのするようなものをやつてもらいたいというのは、私は、業者の言うのもこれはまた当然じゃなからうかと思ふ。これは私はこの法律を、実は防災部門につきましては推進する立場で質問をいたしておるのでございますけれども、ここらあたりに非常に末端行政官の、と申しますか、そこらあたりの注意が非常に不行き届きであつたのではなからうかと、このような感じがするのであります。

しかしながら、先般も参考人の意見聴取をいたしました際に、山岡局長が何かくぐり戸のことを申されましたのでくぐり戸について申し上げます。非常用のくぐり戸というものが非常に幅が狭いじゃないかと星野参考人にこの点をお伺いしました。そうすると、それは大きくしてもいいんだと、大きくしてもいいんだが今度は間に合わないんだと、こうおっしゃるんです。今度の法改正には間に合わないんだと、将来はあれをとり替へてもらいたいんだと。こう言われますと、またまたこれで法改正が行われるのじゃなからうか、政令改正が行われるのじゃなからうかと思ふのは私一人ではなからうかと思ふのです。こういうようなことをやはり根本的にさかのぼつた考え方をしていただかなければならぬと思ひます。くぐり戸一つにつきまして、この間も星野さん申されましたので、えらい無責任なことを、あの人は防災何やらの審査会の委員だそうですけれども、無責任なことを言われよるなという感じが私にはしたのです。どうです、この際くぐり戸なんというものはもう一つ抜本的な考え方はできませんか。この点一つ一つは御答弁がありましたので具体的に聞いていきましよう。

○山岡政府委員 政令改正前に行政指導をしておるではないかというお話が最初ございました。従来は、政令が改正になりました、公布、施行になりますと、その日以前に着工しておりますものにはさかのぼらない、既存不適格ということで適法であるという取り扱いが基準法の原則でございます。したがって、いままでは既存不適格のもの

ものにつきまして危ないものがある場合には、やはり行政指導によつて本間に危ないものはやつていかなければならない。特に松屋のような吹き抜け部分であります、あれにつきましては一番危ないということで、消防と相談をいたしまして、確かに行政指導をしたのは事実だと思ひます。したがって、今回そういうふうな適及適用について規定を決めていただければ、さらにうんとしほりました点で適及適用についてのもつと徹底した指導ができるというふうにしておるわけでございます。

それから、くぐり戸の件でございますけれども、シャッターを煙感シャッターにしておりますのは、火が出た直後のところにおりるわけでございます。そのとき、人が逃げてしまつて、後で二残つた者が連絡戸から出るといふ程度のことを考へておりますので、実際問題として、当初の数分間に別な戸口、非常口など、全部逃げられるわけでございますから、残つた者が使うということでございますので、大きいことにしたことはございせんけれども、もうシャッターを全部やめてしまつてしまふものを全部自動開閉のとほりにするといふようなことについては、今後も一般的な改正が非常にむずかしい、できがたいことだと思つております。

○井上(普)委員 行政指導をやられてきたのは親切のあらわれだと言ふ。まことにそうでしょう。そうあるべきだと私は思ふ。四十九年の一月の政令改正があるときに、四十八年の十月の完成については、こうしなさい、あししなさいと言ふのは、行政当局として親切心があるならば私はそうするのが当然だと思ひます。そしてまた、人命尊重の立場から行政指導をやつて、松屋のごときは吹き抜けの部分についてかなりなものをやつた、私はそれは当然な処置であると思ひます。思ひますが、受け取る側にすれば、これはなかなか大変な事柄なのであります。しかも、そのたびそのたびに方針が変わつては、受ける側とすれば私は大変であらうという感じがいたすものであります。それも、

火の起こる化学製品がほとんど新しいものができていくという立場に立ちますと、煙につきましても物すごい煙の出る新しい化学製品ができていく現状にあつては、法改正あるいは政令改正もやむを得ぬことではあります。しかし、小手先じゃなくて、基本的にとらふべきかということを考えるべきじゃなかつたか、私はこのように考えるのであります。したがって、業者の言い分もある程度本当であるし、また、行政当局の言うもの、私はある程度うなずけるのであります。

しかしながら、ここらあたりに、その接する態度、それが私は問題ではないかと思ふ。この点、やはり監督官庁としては監督一点張りの立場というのじゃなくて、あるいは建設省あるいはその指導下にある自治体の接触する態度に問題があつたのではなからうか、このように考えられるのであります。したがって、この姿勢の問題、ここに大きな原因があると思ふのですが、大臣いかがでございますか。ここらあたりをひとつお伺いしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、いま御答弁がありましたくぐり戸の問題ですけれども、これは一昨年大阪の地下街を拝見いたしました際に、店の中に入つておつて煙感知機をたばこの火で作動さす。作動するとさあつとおりてきて、店の中には煙が充満しておる。とても逃げられない。このくぐり戸では逃げられぬぞというのが、当時視察した者の一致した見解であります。ところが、依然として今度の改正ではこのくぐり戸にはさつておらない。煙が出ますと、あれだけ店の前にだんとシャッターがおりてくると、おいこれは中の者が蒸し焼きになるぞというのが当時の感じでありました。くぐり戸の改正なんかも、改正するならば当然あつてしかるべきだと思ふのだけれども、今度出てきてない。(「政令だ」と呼ぶ者あり) 今度またこれを政令でやられるとすると、受ける側とすれば大変なのであります。適及適用するといふと、今後五十三年に政令改正が行われると、それはいきなりともかく命令権が出ることになつておる。そう

するとこれは大変です。であるから、やるならばいまの際に考えられる消防処置というものを十分やっておくということが私は必要なんじゃないかならうかと思う。くぐり戸の改正なんというの、当然いままでの処置としてやっておかなければならなかったし、またいま政令に入っておかぬとするならば、入れておくべきじゃないかならうか、このように思うのです。ここに不十分さがあると思うのです。いかがでございます。これは大臣でなくて、技術者さんから……。

私、だからこの間星野さんに聞いたのです。それは広い方がよろしいとおっしゃる。いまは適当な時期じゃないとおっしゃるけれども、適当な時期にまた後でこの点だけを変えられて——事故が起こって、店の前のシャッターがさつと下がってしまつてそして蒸し焼きになつたというふうな時期が来れば、くぐり戸は大きくしなければならなかったという反省が必ず出てくると思う。これはどうしても出てくると思う。いまから予測せられるものをなぜやっておかぬか、このように思うのですが、いかがです。

○飯谷国務大臣 くぐり戸の問題は後でまた局長から御答弁があると思うのですが、基本的には私は井上議員さんの意見に賛成です。監督官庁だから、ただ監督をしたらそれでいい、法律で決めたら右へならえしなさいというだけではないかと思う。逆に今度業者の場合も、こういうことをやられることは何か被害者意識だけを持つてそれをむき出しにするということ、これも私は無責任だと思ふのです。私は率直に言つて、たとえばデパートのごとき、何千人、何万人の人を毎日入れる、自分たちの商売さえ満足にできたらいいという問題ではなしに、少なくとも最小限度、その人々にいかなる事態が起こつても生命は保障するだけの責任を持たなければならぬと思ひます。

これは一体だれがやるかという問題になります。これは業者も行政も一体にならなければならぬと思ひます。そういう意味において、おっしゃるとおり密接な連絡をとりながら、こちらも監督

という立場だけでなくして、もっと積極的に取り組んで、実際にもよく調査をし、実際にも聞きながら、両方本当に合意の上で、かくすることに人々が尊重されるという最善の方法を見出すことは、一体になつてやるべきだと思ひます。その辺にちぐはぐな点があり、不十分な点があれば、十分反省しながら検討する必要があると思ひます。

いまおっしゃいましたくぐり戸の問題一つについてみましても、おっしゃるような問題があるとすれば何もこだわることはないと思ひます。十分に業者の意見も聞きながら、こちらもまた検討しながら一つの一致点を見出して、そして施設を進めていくということが私は一番大事な政治だと思ひております。行政だと思ひておりますから、そういう面においては十分御趣旨に沿つて今後も検討させ、努力をさせて、やるくらいなら最善のものを選んで、朝令暮改であつてはならない。そのために業者に迷惑をかけるようなことになつてもいけませんから、これはそのとおりだと思ひております。

それから、一般の地方自治体の問題にいたしましても、さきに言つた病院とか学校の問題等がありますが、これも考えてみれば、政府だけの責任というよりも、地方自治体自体にも責任があるわけであつて、病院ができれば、その病院にいかんことがあつても人命に損傷を来してはならないということは、お互い共同責任でこの問題も解決をつけなければならぬものでありますから、これ自体も地方自治体と十分連絡をとり、その方の意見も十分聞きながら、一体になつてやるべきだと思ひます。

財政の問題もそのとおり。困つておるとすればこちらで精いっぱい努力もしていくし、行政の方も、地方自治体の方もそのための受けて立つ努力もしてもらうという形で、こういう重大問題は、そのためにこの法案が二年間もずっと継続になつてきておる、いろいろな問題があり、隘路があつたことが今日こゝまで来たということでありま

から、こういう問題をこの機会に、一挙にとはいかないまでも、最善の一致点を見出して、そして出発点に立つて、初心に返つて出発すべきである、私はこういう考え方を持っております。

○山岡政府委員 くぐり戸の件でございますが、私も大阪の地下街のときにはお供しました。あの場合のくぐり戸は、ちょうど出口の左側の方にふだんからしょっちゅうあくような鉄のしほりの締め切りでございました。大体最近の新しいものはああいう様式をとっております。下から上まで全部通してございまして、基準法上は幅が七十五センチメートル、高さが一メートル八十ということになつておりますが、あれよりも相当大きいような主張だつたと私は思つております。ただ、これは基準法上の最低基準が七十五センチメートルと一・八メートルというところでございまして、実際、最近建築士の行います設計は、それぞれの場所に応じて最低基準以上上回るものをつくるというところに努力をしておるわけでございます。

それから現在の適及適用の場合は、きょうまで現在すでに施行になつておる政令の適及ということが骨子でございまして、黙つておれば、将来政令ができた場合にはその政令についてはやはり既存不適格になるというところで、たてまえとしてはやらなくてもいいわけでございます。しかし、そういうことの中に、将来のいろいろな問題の中に、やはり新しく政令を決めた場合に、これもいまの堅穴区画と同様に適及すべきではないかという問題があつた場合には、その政令を検討いたします際に、そういうような経過措置についても検討するということがこの法律に書いてあるわけでございます。

○井上(普)委員 大臣、あなたがおっしゃるような姿勢でやつていただきたい。それが実はこのたひの法改正——それは利害関係ありますから、いろいろ言われるのは、これはあるだらうと思ひますけれども、やはりそういうような姿勢でもかき臨んでいただきたい、このことを強く望んでおきたいと思ひます。

それから、くぐり戸の件につきましては、これは局長、少し考え違ひじゃございませんか。やるべきところは、これも適及適用の一つに入れておく必要があるんじゃないかと思ひます。くぐり戸が狭い、これは事件を起こしますよ、この点は。まあいづれにしても、私ももしましてはかならず煮詰めたものでなければ、これは通すわけにはまいらぬという考え方を実は持つております。この点は、ひとつそのとき詳細申し上げたいと存ずるのであります。

それからコムの問題であります。シャッターの防煙壁が——実は、きのう松屋で消火作業を拜見しました。このシャッターもコムでやられておるんが、実は、松屋側の言い分では、これは全部かえなければならぬと、こう申されておりました。もしあのままだとすれば、これは業者と建設当局との連絡の不一致が私は指摘されるのじゃなからうかと思ひます。それで伺ひするのですが、あの松屋のシャッターは——私もたまたまきのう行きましてから、あれでいいのですか、どうなんですか。

○救仁郷政府委員 的確に調べたわけではございませんが、実験いたしましたシャッター、あのシャッターだけは最近になつてつけたものでございまして。したがつて、あれは防煙シャッターになっているはずでございますから、あのシャッターだけにつきましては直す必要はないと私も思つております。

ただ、松屋全体でなくて、あそこ松屋のごらんないだいたあのシャッターは、最近になつてつくつたのがあれでございまして、ほかのシャッターは全部防煙的に改造する必要があるんじゃないかというように考えております。

○井上(普)委員 きのう松屋に私は見に行つて、救仁郷さん、あなたも見られたのです。吹き抜け部分のシャッターも大体私が見ました。おろすのは見ませんでしたけれども、大体外からは見ました。したがつてこゝろあたり、あれがまだ改造しなくていいのか、改造しなければならぬのか、

取りかえなければならぬのかどうかということぐらひは私ら明確におっしゃっていただきたいのです。あなたのいまの話も、取りかえなければいけないと思ひますじやいかぬのです。われわれは断言してもらわなければいかぬ、ここです。

そういう点で、私が、松屋のあの百貨店を適及適用した場合に一体幾ら要るんだということを伺ひするの実はそこなんです。この点、見ましたから松屋だけ申すのですけれども、幾ら要るのですか。改造するとすると幾ら費用が要るのか。この点ひとつ明確に、どこそこ、どこそこを直すのこれくらい、これとこれとこれくらいということとひとつ明確に示していただきたいと思ひます。

○救仁郷政府委員 先生から御指摘がございました、昨日早速松屋側と連絡をとりまして試算いたしました、私どもの試算では総計約二億二千万かかるというようになっております。

その内訳は、堅穴区画が一億七千万、これが一番大きいわけでございます、あと特別避難階段が二百万円、それから非常用の照明装置が四千三百五十万円、それから非常用の進入口は、これは必要ございませんで、合計二億一千五百五十万円というように積算しております。ただ、非常用の照明装置につきましては、これは細かい配線系統図等がゆくべのうちにまだ手に入りませんので詳しいことではございませんが、大体非常用照明装置等については、これは概算推定ということになっております。

○井上(普)委員 そうすると、堅穴区画をやるのを全部やりかえなければいかぬという計算ですな。

そこで、私は遮煙シャッターの問題について先ほどもお伺ひしたのですけれども、堅穴区画をやるのに、正がある場合に一分間に一平米当たり二立米の煙が行くのだ、抜けるとおっしゃる。そうして全体として一分間に二十立米の煙が出ていくのだ、こう言われますが、本当にそうなのか、実験したことがあるのですか。

○救仁郷政府委員 これは実際に実験しております。ただ、実際の火事というのはございせんので、実際の火事になりましたときに、たとえば階段室とこの室内でいわゆる圧力差が生じます。この圧力差が生ずるのはいろいろな実験データがございまして、その圧力差を加圧した場合にどれだけの煙が出るかというふうな実験は、これは当然いたしております。

○井上(普)委員 しかし堅穴区画が、非常に出てくる部屋と比べますと、一分間——容量だけでいいます。堅穴区画というのは非常に容量が大きいのです。発生しておる場所と比べて非常に容積が大きい。一分間二十立米の煙が出ていくとしても、それが充満するの何分間かかるか、あるいは火災発生源の部屋とそれとの間の濃度差が少なくとも三分の一になるのは何分間かかるかというふうな計算ができておりますか。実験はありますか。

○救仁郷政府委員 この煙の挙動につきましては、最近非常に研究が進んでおります、一応私どもの建築研究所がございまして、ここです。そういったことを専門に研究している機関がございまして、そういうところで最近では、建物の状態がどういふ状態のときに、たとえば何階の窓があいたときに、どこで火災が起ったらどういふふうな煙の挙動をするか、煙がどういふふうに出るか、どれくらいどの階に何分間のうちに出るかというふうな一応の計算ができるまでの段階にはなっております。

○井上(普)委員 私が伺ひしておるのは、現在あるシャッターで一体どれくらい漏れていくのか、あるいは堅穴区画の場合、どれだけいくのか、といひますのは、私も法改正によつて多額の費用がかかることを実は極力避けなければならぬという立場なんです。きのう松屋を見ますという、これを果たして遮煙シャッターに完全にしてしまわなければならぬものだろうかという疑問を私は持つのです。そこまでの必要性があるだろうか、これは、私は法律を推進する立場からで

も疑問を持ちましたので申し上げるのです。

私は、煙というものはともかく人が避難する間防げたらい、中の品物は幾ら焼けたって構わぬのだ、こういう考え方で、人命尊重の立場で物事を考える場合に、煙のシャッターがあまりと、恐らくこれが充満してしまふまでは、同じ濃度になるまでは、外へ出ていくのはすき間がありましてもかなりおそい、じやなからうか。恐らく煙というものは壁に沿つてすうと一巡し、一様の濃度になって出ていくのじやなからうかという気がするのです。これは素人考えです。そして、この速度というものは、すき間があればかなり速いものではあらうけれども、こちらと同じ濃度になるのは三十分や四十分かかるのじやなからうか、あるいは火災発生源の煙の濃度の三分の一に隣の部屋の濃度になるのはかなり時間がかつてくるのじやなからうか、こういうふうなことを考えました場合に、いまのシャッターでいいのじやなからうかという気が私はするのです。それはおっしゃるようによちらに堅穴区画がありますから、圧力差があるから非常に速度で入っていくということもわかります。わかりますけれども、そこまでの実験はまだないのです。いまのお話ですと私はないと思う。こゝろあたり、いまのシャッターでなせいかないのか、私ら素人にはどうしてもわからない。ある程度いけるのじやないだろうか、こう思うのですが、どうですか。

○救仁郷政府委員 先ほども申し上げましたが、そういう煙がどういふふうな在来シャッターを通っていくか、そういうことは実験を繰り返して計算式までできておりますので、その点にしましては私どもは相当信頼性の置けるデータを十分持つていこうというふうに考えております。

ただ、先生がおっしゃいましたように、階段にたとえば一分間に二十立米の煙が入つて、それでも絶対いけなかつたというお話でございます。確かにその点は考えるべきところが私どももあると思ひます。私どもが階段に煙を入れたくな

いといひますのは、むしろ上階の方に、たとえば三階が火事の場合に四階、五階、六階というところから煙を送つて、そこで人命が損なわれるということも一つでございますが、階段に煙を入れるということも、階段は上の階の人にとっては唯一の避難路でございます。その唯一の避難路を煙によつて妨げられるというふうなことになるかと、上の階の人の避難ができないということになるわけでございますので、そういうケースを恐れて防煙シャッターにしてほしいと私どもも言つておるわけでございます。

ただ、ケースといたしますと、たとえば上の階では別に避難階段があるとか、特別避難階段があるとか——煙はもう絶対入りませんから、そういう階段がある、あるいは隣のビルへのいわゆる橋があるとか、そういうケースでございますと、むしろ避難はそちらの方で時間をかけてできますので、その防煙シャッターについては、ある時間をかけないと上の階には——これは建物のケース・バイ・ケースで計算が違ひますから、在来のシャッターのままでいいんだというふうなケースもこれはあらうかと思ひます。そういう点につきましては、先ほど申し上げましたようなデータを相当持つておりますので、個々に代替措置というふうな形で見てまいりたいというふうに考えております。

○井上(普)委員 代替措置で見てまいりたいと言ひますが、私もそこところ問題は煙だと思ひます。それはおっしゃる意味もわかります。わかりませんが、濃度差がかなり影響するのじやないか。煙というのは結局濃度でしよう。煙の走りぐあひは、それはあなたは研究されておると言ひますが、隣と同じ濃度になる、あるいは濃度が三分の一になる、四分の一になる。この時間というのを計算した実験というのはいないのじやないかという気がするのですが、あるのですか。

○救仁郷政府委員 それは当然でございます。先生おわかりのように、きのうも実験をごらんいただきましたように、煙というのは相当——きのうは

発煙筒、これくらいのものでございましたが、あれが煙を出しましたであそこの中の煙の量というものは、あれでは人は死にませんが、恐らくあれが階段室でございますと、前は全然見えません。したがってあの中を避難するということは恐らく不可能だろうと私どもは考えております。

○井上(普)委員 容器はこれくらいでも発煙剤なんだから煙を出すためにつくつてあるのだから、それは理由にならぬですよ。恐らくそれはあの中ではなかなか見にくいということも私らはわかります。しかし結局煙が濃いか薄いかな、それによって有害物質が出ておるか出ていないか、視界もどれだけあるかないか、これは私はわかるのじゃないかと思うのです。したがって煙がどのように出ていくよりも、むしろ濃度がどれくらいになつて人命に影響を与えるのだということの方が私は大切なんじゃないかと思うのです。この点につきましてこれ以上申し上げようがありませんからこの程度にしておきます。しかし私は、いまのお話を承りまして、いま百貨店から目のかたきにせられておるのですけれども、百貨店の在来のシャッターでもてないということが、本当を言いますと私はどうも感覚的にわからないのです。ここらをわかるようにしていただきたいと思いますが、この点ひとつお願いいたしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、幅の問題です。これは先ほど申しましたように、シャッターというのは初期避難のためにあるのだから、これがゆがんだり何かすることによって困るのだというようなことは私はおかしいと思うので、これは七メートル、八メートルのいままである防煙シャッターはそのまま認めるような方法でひとつ処置していただきたいと思ひます。この点はよろしゅうございますな。ともかくこの法律改正につきまして最終的に申し上げたいのは、実際改造しなければならぬ人との対話が非常に不足であつたのではなからうか、ここに大きい原因があつて、業界にあるいは改造しなければならない人たちに大きな混乱をい

ま生じさせておると思ひます。建設省としては特にこれらの人々との対話を十分にやられるように強く要求いたしておきたいと思ひのであります。以上で終わります。

○天野委員長 次回は、来る十二日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

建設委員會議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤

三二 二五 ととえは

三四 末四 居住

正 たとえは 住居

第一類第十二号

建設委員会議録第五号

昭和五十年十二月十日

昭和五十年十二月十五日印刷

昭和五十年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W